

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- ・「健康経営、労務安全衛生に関する取組の支援」

今年もすぐそこまで夏が近づいてきております。昨今の異常気象に伴う夏の暑さは非常に危険なレベルにまで達しております。会社としても命に関わる事ですので熱中症対策が急務と認識しており夏の現場の服装について下記の通り取組ます。

A 「現場での帽子の着用義務化」

これまで着用を義務付けておりませんでしたが現場では帽子の着用を義務化します。キャップタイプ・麦わらタイプ等形は問いませんが必ずつばの付いた帽子を着用してください。従事者の方も同様に指導・周知徹底してください。万が一忘れたりした場合は頭にタオルを巻くなど頭を直射日光から守る手段を講じてください

B 「空調服を強く推奨」

近年外仕事の現場で空調服の着用が推奨されております。会社としても帽子のように義務化とまではしませんが、空調服の着用を強く推奨します。空調服については工室及び一時置き場、配合工室周辺は昨年同様使用禁止としますが、倉庫内・外での仕込み作業時については今夏より着用を認めます。

但し仕込み時については配線がファンに絡ると危険ですので空調服のファンに取り付けるメッシュのフィルターのようなものがありますのでそちらを着用の上使用してください。尚、空調服購入にあたり一人2万円までの補助を会社から支給いたします。

- ・「リサイクル・循環経済・廃棄物処理に関する取組の支援」

～花火業界を取り巻く社会問題について取り組んでいます。～

A 「がん具花火」

昨今プラスティックゴミ問題は大きな社会問題として花火業界に根付いています。特に誰でも遊ぶ事の出来るがん具花火では問題が大きいです。それは、製品に使用されているプラスティック部品が遊び終わった後、海岸等に捨てられている事が社会問題に成っています。

そこで弊社としてはプラスティック部品の使用を5年前から出来るだけ廃止すると共に、今年度から奈良県のA社と共同開発で通常がん具花火に使用しているプラスティックキャップをプラスティックと同様の強度や弾力のある紙製品に置き換える開発を進めております。

B「打上花火（花火大会）」

打上花火の燃えカス問題が深刻化し、近年は複数の有名花火大会が中止に追い込まれています。

周辺住宅地への被害や巨額の損害賠償請求、安全性への懸念が背景にあります。

花火大会の主催者は対策を講じていますが、コスト面の課題に直面しています。

日本の夏の風物詩である花火大会や花火イベントを存続させるには、より安全で持続可能な開催方法、つまり、新素材の開発や代替イベントの企画などの解決策が求められています。

そこで弊社は大会終了後に打上花火の燃えカス（花火玉皮の殻）を回収してそれを粉碎し再成型する事で、もう一度花火玉皮の部品として再利用する「リサイクル」に向けて取り組んでいます。

更に、花火玉皮の殻を再成形して、花火以外の新しい製品へと生まれ変わる「アップサイクル」についても、将来的に花火部門以外での潜在市場を狙っていく準備をしています。

これからA社と共同で「紙製キャップ」や「再成型玉皮」「アップサイクル製品」の特許を出願する事で唯一無二の事業を確立していきます。

今回の様なゴミ問題を解決する取り組みを花火業界に広げていく事がリーディングカンパニー葛城煙火株式会社の使命と考えています。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、隨時、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

弊社主導で仕入先に約束手形の利用を廃止し、また、現金払いや電子記録債権への移行を
催促しております。

2025年5月30日

葛城煙火株式会社

企 業 名

代表取締役 古賀章広

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。